

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
 〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
 TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
 E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
 URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

重点支援地方交付金

政府の経済対策により、地方自治体が地域の実情に応じて行う物価高対策に活用できる交付金を拡充。食料品の負担軽減（お米券等）や賃上げ環境整備などを実施する。

◆ 今週のことば ◆ ご自分の予定を確認して下さい

12／1(月) 先負 愛子さま24歳の誕生日、9月決算法人の確定申告ほか
2(火) 仏滅 マイナ保険証の利用が原則に
3(水) 大安
4(木) 赤口 人権週間、衆院憲法審査会
5(金) 先勝 サッカーWC組み合わせ抽選会
6(土) 友引
7(日) 先負 大雪

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

11/24(月) 振替休日

25(火) 48,660 △ 34	156.62 △0.11
26(水) 49,559 △899	156.37 △0.25
27(木) 50,167 △608	156.10 △0.27
28(金) 50,254 △ 87	156.30 ▼0.20

年末調整実施前の最終チェック

今年の年末調整は、令和7年度税制改正による見直しをはじめ、多くの留意点があります。

◎年末調整の対象者……原則として「扶養控除等申告書」を提出している方が対象となります。給与総額が2千万円を超える方などは対象外です。

◎扶養控除等……扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が合計所得金額58万円以下（給与所得のみの場合は年収123万円以下）に引上げられ、新たに扶養控除等の対象となる親族を有する場合はその旨を記載した扶養控除等申告書の提出が必要です。

◎特定扶養親族と特定親族……生計を一にする19歳以上23歳未満の親族について、合計所得金額が58万円以下（給与所得のみの場合は年収123万円以下）の場合は扶養控除の対象となる「特定扶養親族」に該当します。また、合計所得金額が58万円超123万円以下（同123万円超188万円以下）の場合は特定親族特別控除の対象となる「特定親族」に該当します（特定親族特別控除申告書に記載）。

◎基礎控除……基礎控除額が改正されていますので、合計所得金額に応じた控除額を記載します。

◎配偶者（特別）控除……配偶者に給与所得がある場合は改正後の給与所得控除額（最低保障額65万円）を適用して合計所得金額を計算します。

◎令和8年分の扶養控除等申告書……令和8年分に記載する「源泉控除対象親族」とは、①控除対象扶養親族又は②特定親族のうち合計所得金額が100万円以下（給与所得のみの場合は年収165万円以下）に該当する方です。なお、令和7年分の記載内容から異動がない場合は、余白に異動がない旨を記載することで必要事項の記載を省略できます。

■この記事の詳細は、情報BOX201546

来年4月以降の被扶養者認定の取扱い

社会保険（健保・厚年）の被扶養者認定における年間収入の要件（原則130万円未満）については、認定対象者の現時点の収入や将来の収入見込みなどから、今後1年間の収入見込額により判定していますが、就業調整対策の観点から、労働契約段階で見込まれる収入により被扶養者認定を行う取扱いが令和8年4月1日から適用されます。

具体的には、労働契約内容が確認できる書類（労働条件通知書等）に定められた年間収入の見込額が130万円未満である場合、原則として被扶養者に該当するものとして取扱います（労働契約に明確な規定がなく契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は年間収入に含まない）。

★★★ 12月のチェックポイント ★★★

※年末調整で必要な各種申告書や証明書類を受ります。今年は各種書式の変更などがありますので、記載内容が正しいか確認します。

※年末・年始の資金繰りを再確認し、借入が必要な場合は金融機関と早めに折衝します。

※業務が集中する時期なので、適切な労務管理を行い健康管理と労災防止に努めます。

※12月2日から、マイナンバーカードを健康保険証として利用する「マイナ保険証」が基本となります（保有していない方は資格確認書）。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出することができます。【無料】

①03-3940-6000～TEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年の年末調整における主な留意点等は

◆令和7年の年末調整で対応が必要となる改正

令和7年の年末調整では、次のような見直しが行われていますので、ご注意ください。

◎令和7年度税制改正による見直し

・合計所得金額 2,350万円以下の基礎控除額が合計所得金額に応じて 58万円～95万円に引上げされました。

・給与所得控除の最低保障額が 65万円に引上げられました（給与収入 190万円以下が対象）。

・所得者と生計を一にする 19歳以上 23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除く）で合計所得金額が 58万円超 123万円以下である「特定親族」を有する場合は、所得者の総所得金額等から特定親族の合計所得金額に応じた金額（最高63万円）を控除する特定親族特別控除が創設されました。

・扶養親族や同一生計配偶者、ひとり親の生計を一にする子の所得要件が合計所得金額 58万円に引上げられました。また、勤労学生の所得要件が合計所得金額 85万円へ引上げられました。

◎マイカー通勤手当の非課税限度額の見直し

マイカーなどの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額（片道10km以上の区分）を引上げる改正が令和7年 11月 20日に施行され、令和7年 4月 1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。これに伴い、令和7年 4月 1日以後に改正前の非課税限度額を超える通勤手当を支払っていた場合には、年末調整の際に精算が必要となります。

◆各種申告書における留意点

◎令和7年分の扶養控除等申告書

・年末調整は、扶養控除等（異動）申告書を提出している人について行うことになっており、申告書の内容から扶養控除等（扶養控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除）を確認することとなります。

・給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件の改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった場合には、その旨を記載した扶養控除等（異動）申告書の提出が必要となります。

・所得者と生計を一にする 19歳以上 23歳未満の親族で合計所得金額が 58万円以下の場合は扶養控除の対象となる「特定扶養親族」として記載しますが、合計所得金額が 58万円超 123万円以下である「特定親族」に該当する場合は特定親族特別控除申告書に記載します。

◎基礎控除申告書

・合計所得金額に応じた改正後の基礎控除額が正しく記載されていることを確認します。

◎配偶者控除等申告書

・配偶者控除は、所得者本人の合計所得金額が 1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58万円以下の場合に受けられます。また、配偶者特別控除は所得者本人の合計所得金額が 1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が 58万円超 133万円以下の場合に受けられます。

・配偶者に給与所得がある場合は、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者（特別）控除額が正しく記載されているかを確認します。

◎特定親族特別控除申告書

・特定親族（19歳以上 23歳未満で合計所得金額 58万円超 123万円以下）を有する所得者が年末調整において特定親族特別控除の適用を受ける場合は、特定親族特別控除申告書を提出する必要があります。

・特定親族の合計所得金額に応じて特定親族特別控除額が正しく記載されているかを確認します。

◎令和8年分の扶養控除等申告書

・令和7年分までの扶養控除等申告書には「控除対象扶養親族」を記載していましたが、令和8年分から「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

・「源泉控除対象親族」とは、①控除対象扶養親族又は②特定親族のうち合計所得金額が 100万円以下のいずれかに該当する人をいいます。

・令和7年分の扶養控除等申告書の記載内容から異動がない場合は、令和8年分の申告書の余白に異動がない旨を記載することで、氏名や住所等以外の記載は不要となります。